

なお、できる範囲内で調査をいたしまして、後ほど御報告を申し  
上げたいと存じます。

それから、災害への見舞金につきまして、災害救助法の適用  
がなければいかという御質問でございますけれども、実は、この法律に  
ついても、後ほど御提案申し上げるわけでございますけれども、も  
ろろ災害救助法が適用になった場合と、それから五世帯以上か  
たまってその災害を受けた場合と、それから厚生大臣が特に認  
めた場合というふうなことになるかと存じます。そういふような範囲の  
中で、現在、資金の貸し付けにつきましては、六十万円から最高  
百八十万、その災害の程度に応じて、負傷または住居の損  
害等によりまして、その区分によって貸し付けを行うようになって  
いるわけでございます。

火災見舞金につきましては、半壊と全壊に分かれておりまし  
て、三人以上の場合で、半壊または半焼の場合二十万、それから  
全壊または全壊の場合三十万でございます。二人以下につきましては

は、その半額の、半壊または半焼の場合五万、全壊または全  
焼の場合一万円という形で、災害の発生時にそれぞれ支給をいた  
してるところでございます。

○市民部長（井上久男君） 火災共済制度と災害援護見舞金  
との抱き合わせでございますが、これにつきとも火災共済制度そのもの  
がまだどうござりますので大変申しわけございせんが、この点につい  
ても、できるかどうかと研究をさせていたるところにございます。

○教育次長（八木房雄君） お答え申し上げます。

中央図書館の関係の電算化でございますが、おかげさまでいま  
入札を行っている最中でございます。これによりまして業務の改善  
はどのようになるかと、いふうなお話でございますが、これにつきましては  
まず私も、利用者へのサービスというのを第一に考えております。カー  
ドと渡しまして、今まで書いていたものが、ライトペン一つで、カードとこ  
するだけでお借りになれると、時間の短縮になると、いふことと、もう一つ  
は、利用者からのいろいろな資料のデータ、こういうのが、ああ

いうのかな、というふうな問題がございます。図書館でございますから、それらが必要ですとか、そういうふうな問題、それから貸出期間を忘れた方への通知とか返却、それから、こういう本を貸してソにしたいというリクエストにつきましても対処できるというふうな問題、それから特に、私どもの方では督促の関係とか、そういうものについては、すぐ督促もできるといふような関係で、非常に私どもも便利になるし、また、利用者の方にも、非常に便利になるというふうなことでございまして、電算化されましたんですが、現在十名の職員がおります。パートが五名おりますが、電算化されますと、また目標の、中央図書館におきましては十五万冊を目標に努力をいたしておるところでございます。したがって、まだ増冊の最中でございしますので、まだパートの方は三名ぐらいは必要だというふうに考えておりますが、そんなふうなあれで進ませてソにしたいと考えております。

なお、宅配サービスの関係でございしますが、これにつきましては、現在ボランティアの方、それからいろいろな各団体の方々がいろいろと

お骨折りになっておると同時に、福祉事務所の家庭奉仕員の方が、職員が障害者の家庭を回っております。そこへお届けしていろいろふうな状況でございます。現在、十名ぐらいの方の所へお届けをしております。この件につきましては、私どもも、なお一層前向きに考えて進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、パートの関係でございしますが、パートの問題については、九時から四時までの勤務時間でございます。したがって時間延長というふうなあれにつきましては、ちょっと、家庭の主婦が主でございまして、ちょっと無理ではないかというふうにも考えております。

それから、プライバシーの問題でございします。電算化によりますプライバシーの問題と。先ほども御質問がございしましたようですが、私どもの方の関係は入力は委託いたしますが、あとの処理については、利用者に関するところは職員が行うわけです。したがって、それらは個人の秘密ですから、という本を借りたとか、という人がどうしたとか、というふうな個人の秘密につきましては、お返しになりますれば、そのコピー

コーナーの中から消してしまいたいというふうな考えを持っております。したがって個人のプライバシーの保護については、なお慎重に対処しております。というふうに考えております。以上でございます。

○十八番（東田正治君）　ありがとうございます。

あれですか、福生市の実態はいまのところ出ませんか。またちょっとわからないで……。

では、官報にいろいろのことが載ってしまっていますが、障害者の方の「職員」の研修を強化する一方、充足について、身体障害者福祉士や精神薄弱者福祉士といった専門職の配置を進め、これから機関の相談機能を強化するとともに、相談機関相互の緊密な連携を図っていく必要がある」と、いろいろと問題提起しているわけですね。それで、いろいろ点、すでにもうこれは五十六年の十二月の十六日の官報でして、一年を経過してしまっているわけですが、どうですか。福生市におき、いろいろ点を、やはり部長会等々で検討をされているのか、どうですか。皆さん御存じのとおりに、先ほどもちょっと申し上げ

ました。一九七三年から一九七四年の東京都の調査を見ますと、家庭の努力のみでは解決しづらい。いろいろ体の悪い方々の生活状態というものは、非常に困難な背景としていて、その不安の軽減を図るためにも社会的援護が必要であるというふうに、これはきちんとしておられます。これはもう十年にならうと、そういうものでございまして、いろいろ点、ちょっと、その東京都の調査のデータを見てみますと、障害者の方は、どういふ不安があるかというところで、これは、障害者の方は、特に職業の悩み、それから生活設計の悩み、多々ですね、それから住宅問題、医療問題、結婚問題もあります。家族関係、いろいろ点は、一般家庭とやはり同じぐらいのデータが出ています。ですが、その他というのも一〇%、一二%という状況で、職業の悩み、あるいは生活設計、あるいは住宅、医療、いろいろのを計算しますと七〇%、八〇%ふえています。いろいろ点、やはり少しでもやわらげたいという意味において、特に身障者の聴

覚の方、二軒ほど電話がない所があるんじゃないんですか。いろいろ

方にはミニファックスなんかは適當なものです。三千九百円だと思ひ込んで  
す。電話の基本料金は。やはり三分の一程度が半分くらい、や  
はりこれは大変なすけれども、二世帯ですわ。

それから、シルバーホーン、これは大和布もやっています。ミニファク  
スも大和布もやっていますよ。町田もやっていますよ。で、皆さん大変  
好評なんですわ。私たちは健康なからちよとわかりませんけれど  
も、電話一つにしろ、あのグリーンがかわらない。あの点字ブロックも  
私たち、つけてくださいと言つてもらっていますが、どこに行つたつて点字ブ  
ロックつけてない所、あります。すふんふえてきました。どこに行つたつ  
てという方はちよと言ひ方が悪いですか…… やろうと思へば

私はひやないといやない。で、まきせん、で、まきせんと言ひ聞つていれば  
うちもめい、ちよ、そりか、じゃあめい、そりかといふぐらゐの気持ちに  
なしてですが、私はあくまでもそり、う人たちの立場に立つてものを  
言わせていただきますが、どうですか、この点、本当に前向きに  
真剣に検討しますというよりな答えを私はほしいんです。その

点、よろしく願ひいたします。

それから、資材庫のことは、ぜひよろしく願ひします。

次に、火災共済制度ですが、いまの災害弔慰金金の問題  
と、あるいは災害援護見舞金制度、その点については検討  
して頂くといふことでもござりますので、どうかぜひ十分に検討されて、かえ  
て、この方が、私は現実味を帯びてくるんじゃないかと。それで一部の  
組合でやっておられる十市ですか、十六市ですか、ぜひ検討されて  
やられれば、年間にちよと計上しているわけですから、それと抱き合わせ  
てやっていければいいと思ひますよ。その点も先ほど、なか、福生市  
はなか交通共済五八%とか、羽村はいま三四%で、これはなかなか大  
変なと、聞つていればそり、い、とですが、私はこのくらゐ、とは真剣  
にやってもらへば、で、まきせん、とはいはな、私は思ひますわ。

ちなみにどうですか、福生の世帯数は一万七千で、そり、一、一、  
七千幾らですわ。これに三百円かけたとき、幾らになります。それ福  
生市でやつたつて、いん、いん、かと私は思ひますよ、出したつて。先ほど



いますか、分館のつもりでござんじやないかというふうな気持ちを持って、  
たんですが、やはり大変な状況がござりますので、だけれども、市民  
の中にそういう要望があるというところとぜひ知っていただいて、検討を  
重ねていただきたいと思います。このように思います。

以上、二点をお願いいたします。

○福祉部長（須崎進君） お答えいたします。

先ほどの御質問の中で、相談機能を果たしているかというお話で  
ござりますが、確かに部長会等におきまして、非常に障害者の在宅  
福祉は大変重要であるという観点から、都に対しまして補助制度  
また、一市町村ではできない事業については、都がある程度の施設  
をつくりまして、それぞれ市町村で十分とは言えないまでも、対応がで  
るような働きかけは、十分しているとろでござります。

都におきまして、今回、日常生活用具といたしまして、身障者  
ににつきましては、電話の設置補助も制度化しているというふうなこ  
とでござんまして、そういうものに向けまして、なるべく都の制度を活用

しながら、十分そういう福祉を回すというところを考へておられるわけ  
でござります。また、市内の身体障害者福祉協議会、また身体障  
害者相談員のすぐと十分お話をしていただきまして、これらの福祉につ  
きまして、万全を期していただくと、いうことで研究を重ねてまいりたいと考  
えております。でございます。

○助役（古谷徳男君） シルバーホーンとミニファックスの設置に関係  
していろいろ御質問があったわけですが、これも一つは確かに、そ  
うな市の業務の中でやる気があればござんじやないか、といううこと  
とおっしゃられたわけですが、やはり市全体の中で優先するも  
のは何かと、こういうのも一つあります。義務的な仕事と、そういう  
に任意的と申しますか、いろいろあるわけで、確かに御質問にたい  
点については、私たちも本当に、こういうふうなものを必要とされる方に  
対する御同情は同じでござります。

、こういう中において、これが新しく質問に出来ましたわけでござりますけれ  
ども、以前からのこういう障害者に対して、ただでござんない施策もあ

るわけでございます。たとえはいま出ましたような赤字ブロックというものが、いまでもござりますし、この間はものもいま考えておるわけでございます。これは少しずつはそういうものも新年度に向けて実施をしていくべく現在考えております。ですから、これも今あきらめて、そういうふうな点では御了承いただきたいと思います。

また、火災の共済制度についても、これもやはり市費から共済というふうになりますと、市民全体を対象にする制度になれば一番いいですけれども、交通共済のものの制度からいっても、加入率が非常に低いと、そういうものもありまして、先ほど来、見舞金とのトッキンズのことも出ておられますが、これらについても根本的にそういう趣旨が違いますので、それを統一して制度化するということのものなかなか困難な問題がござります。いろいろござりますけれども、少しでもそういう信念で進めるべく、今後とも努力していただきたいと思います。以上でございます。

○教育次長（八木房雄君） 先ほどの東田議員の御質問のことで、私、答弁漏れをいたしました。大変申しわけございません。補足させていただきます。

電算化に伴う業務内容の中で一番変わるものというところでござります。貸し出し冊数は、現在、本と三冊を貸しておりますが、それが電算化に伴って五冊に移行したいと考えております。よろしくのことをお願いいたします。

○十八番（東田正治君） どうもありがとうございます。大変いい返事をいただきました。ありがとうございます。

ぜひ今後ともがんばっていただきたいと思います。

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会とするに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって本日は、これを

もって延会することに決定いたしました。

なお、次回の本会議は十二月十日午前十時から開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

福総庶癸第二千二百五十一号

昭和五十七年十二月二日

福生市長 田村 匡雄 印

福生市議会議長

末次性男殿

昭和五十七年第四回福生市議会定例会の招集について

昭和五十七年十二月二日付け、福生市告示第五十六号（別紙参照）をもつて、昭和五十七年第四回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十七年第四回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十七年十二月二日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 期 日 昭和五十七年十二月九日  
二 場 所 福生市議会議場

⑤ 福総庶発第二千二百五十二号

昭和五十七年十二月二日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

議案の送付について

昭和五十七年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第七十四号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例

二 議案第七十五号 福生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例

の一部を改正する条例

三 議案第七十六号 福生市の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例

四 議案第七十七号 福生市表彰制度審議会条例

五 議案第七十八号 福生市財政調整基金条例

六 議案第七十九号 福生市市設住宅貸与条例を廃止する条例